



- 注意事項 ①申込者欄には認証取得者となる法人、電気用品安全法および消費生活用製品安全法のお申し込みでは届出事業者をご記入ください。
②申込者と連絡担当者が別法人の場合は、別紙の委任状をご提出ください。

特定電気用品適合性検査 申込書

4 申込内容詳細

申込内容	<p>電気用品安全法第9条第1項第2号に定める適合性検査(特定電気用品の適合性検査) 電気用品安全法施行規則第13条第1項第1号に基づく検査(特定電気用品の適合性同等検査)</p> <p>※既存の証明書と同一の型式区分での継続した証明書をご希望の場合は、既存の証明書番号およびJQAファイリング番号を下記にご記入ください。</p> <p>証明書番号 (JQE 番号: _____) JQA ファイリング番号 (_____)</p> <p>副本発行(JQE番号: _____) (_____) 通</p> <p>※既に適合証明書または適合同等証明書が発行されていて、副本のみの発行をお申し込みされる場合、この欄をご使用ください。 ※1号検査(ロット)をご希望の場合は別途ご相談ください。</p>
適用規格	<p>電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈</p> <p>別表第十二を除く (別表: _____))</p> <p>別表第十二 (J _____))</p> <p>電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈以外 (_____))</p>
証明書の 副本(有料)	<p>通</p> <p>※適合性検査または適合性同等検査と同時に副本をお申込みされる場合、この欄をご使用ください。</p>
試験レポート (試験データの詳細) (有料)	<p>発行希望(和文 英文) 希望しない</p> <p>→発行希望の場合: PDF 希望 希望しない</p> <p>※試験レポート以外(適合証明書等)は、原紙の郵送のみとなります。</p>
特定電気用品の品名	
申込者の区分	<p>国内製造事業者 輸入事業者 海外製造事業者</p> <p>※国内製造事業者、輸入事業者にあつては、経済産業省(または局)への届出書のコピーをご提出ください。 海外製造事業者にあつては、副本をお渡しする輸入事業者の経済産業省(または局)への届出書のコピーをご提出ください。</p>
代表者役職名・氏名 (国内製造事業者、 輸入事業者にあつては 届出事業者名)	<p>代表者役職名: _____ 代表者氏名(届出事業者名): _____</p> <p>※申込者の区分で輸入事業者が申請される場合は製造事業者の名称および住所を記載してください。 製造事業者の名称: _____ 住所: _____</p>
出張試験	<p>希望する 希望しない</p> <p>※出張試験は、製品の重量または形状が大きい等のため、JQA における取り扱いが困難で、かつ試験を行うに必要な設備が御社にある場合に限りです。</p>
証明書等発行希望日	<p>_____ 年 _____ 月 _____ 日 ※証明書等の発行日は調整させていただく場合がございます。</p>
技術資料等提出予定日	<p>_____ 年 _____ 月 _____ 日</p>
供試品の発送と返送	<p>※部品、材料および補修用部品は、原則として当機構にて廃棄させていただきます。</p>
発送予定日:	<p>_____ 月 _____ 日 頃 (<input type="checkbox"/> 持込 <input type="checkbox"/> 別送 <input type="checkbox"/> 申込書と同梱して発送) <input type="checkbox"/> 供試品なし</p>
返送方法:	<p><input type="checkbox"/> 元払い返送 <input type="checkbox"/> 着払い返送 (運送会社を指定される場合は、別途「送付先等詳細」へ) <input type="checkbox"/> 引取 <input type="checkbox"/> 廃棄依頼</p>

備考	
提出書類および 技術資料 (必須)	<p>下記資料は、お申し込み時に必ずご提出ください。</p> <p>型式の区分表 検査設備リスト 構造、材質および性能の概要 製造工場リスト 定格ラベルまたはその図案 重要部品リスト</p> <p>適合証明書をお持ちの場合はそのコピー（JQA 発行のものに限ります。） 経済産業省（または局）への届出書のコピー</p> <p>※必要に応じて追加資料については、別途請求させていただきます。 （副本発行のみのお申し込みの場合）・証明書の正本発行が伴わない副本発行のお申し込みの場合は正本のコピーをご提出ください。 詳細は、「お申し込みの手引き」をご確認ください。</p>
ご案内	<ul style="list-style-type: none">・ 適合性検査は、電気用品安全法上の届出事業者のみお申し込み可能です。・ また、適合性同等検査は海外製造事業者のみお申し込み可能です。・ 検査合格後、適合証明書（適合性同等検査の場合は適合同等証明書）、試験報告書、および検査成績書各1通が発行されます。試験レポートはご希望の場合のみ発行されます（有料）。・ 電気用品安全法第8条1項に基づく技術基準適合確認の依頼試験をお申し込みの場合には「依頼試験申込書」をご利用ください。